

# 官報 号外

昭和六十三年三月三十日

## ○第百十二回 参議院會議録第八号

昭和六十三年三月三十日(水曜日)

午後二時四十一分開議

### ○議事日程 第八号

昭和六十三年三月三十日

午前十時開議

第一 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

### ○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(藤田正明君) これより會議を開きます。

日程第一 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岡部三郎君。

昭和六十三年三月三十日 参議院會議録第八号

### 審査報告書

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年三月二十五日

農林水産委員長 岡部 三郎

参議院議長 藤田 正明殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に供う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、現行法の有効期間を昭和六十七年度末まで五年間延長し、その間、農林漁業金融公庫等が一定の要件に該当する水産加工施設の改良、新たな水産加工品の研究開発費等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができることとしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

### 附帯決議

水産加工工業は、重要な食料産業として国民の生活の安定に大きく貢献してきた。しかるに、最近における水産加工工業を取り巻く情勢は、二百海里規制の強化による原料魚供給の不安定化、水産加工品の需要の低迷、沿岸国の製品輸出指向や円高の急速な進行による水産加工品の輸入の増大等厳しいものがあり、業界において圧倒的多数を占める脆弱な体質の零細規模業者は、苦しい経営を余儀なくされている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 水産業の発展に資するため、水産物の流通加工対策の一層の充実に努めること。

特に、漁業との関連性に配慮した水産加工金融制度の確立について検討すること。

二 本資金の融通に当たっては、近海資源の食用加工利用の実態等を考慮し、貸付対象地域の弾力的見直し等その適切な運用に努めること。

また、本資金と水産加工経営改善促進資金との関連性にも十分留意して、両資金の融通に必要な万全の措置を講ずること。

三 水産加工品の輸入の急増、水産加工品と畜産物との競合の激化、情報化の進展等に伴い、水産加工工業の経営体質の強化が急務となつている実態にかんがみ、水産加工業者の組織化・共同化を促進すること。

四 水産加工品に対する消費者のニーズが多様化

してきている現状と製品輸入が急増を続けている実態に対処して、新製品・新技術の開発・導入と新製品の消費の定着・拡大を推進すること。

右決議する。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年二月九日

内閣総理大臣 竹下 登

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「供給事情」の下に「及び水産加工品の貿易事情」を加える。

第一項中「北洋」を「最近の北洋」に、「設定等」を「管理の強化等」に、「の著しい」を「及び水産加工品の貿易事情の著しい」に、「又は加工」を「若しくは

昭和六十三年三月三十日 参議院會議録第八号

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

一二四

加工に、「又は取得」を「若しくは取得又は新たな水産加工品若しくは水産加工品の新たな製造若しくは加工の技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）に、「の地域特性」を「又は利用状況の地域特性」に改め、第三項中「供給事情」の下に「及び水産加工品の貿易事情」を加える。

附則第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔岡部三郎君登壇、拍手〕

○岡部三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、現行法の有効期限を昭和六十七年度末まで五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法改正の基本的な考え方、改正後の水産加工施設資金制度の内容、水産加工施設資金制度が果たしてきた役割、本法を臨時立法とする理由、水産加工工業を振興するための施策、近海資源の生産の見通し、近海資源を利用した新技術・新製品の開発、新製品の消費を定着、拡大するための施策等について質疑が行われ

ましたが、その詳細は會議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君） 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十四分散会

出席者は左のとおり。

|     |        |
|-----|--------|
| 議長  | 藤田 正明君 |
| 副議長 | 瀬谷 英行君 |

|    |        |        |
|----|--------|--------|
| 議員 | 及川 順郎君 | 片上 公人君 |
|    | 勝木 健司君 | 平野 清君  |
|    | 刈田 貞子君 | 猪熊 重二君 |
|    | 橋本孝一郎君 | 木本平八郎君 |
|    | 青木 茂君  | 鶴岡 洋君  |
|    | 中野 鉄造君 | 小西 博行君 |
|    | 坂山 映子君 | 松岡満壽男君 |
|    | 中野 明君  | 矢原 秀男君 |
|    | 馬場 富君  | 広中和歌子君 |

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 井上 計君   | 山田 勇君  | 服部 安司君 | 石本 茂君  |
| 星 長治君   | 林 健太郎君 | 長田 裕二君 | 鈴木 省吾君 |
| 太田 淳夫君  | 峯山 昭範君 | 梶木 又三君 | 岡野 裕君  |
| 飯田 忠雄君  | 和田 教美君 | 倉田 寛之君 | 佐藤栄佐久君 |
| 柳澤 鍊造君  | 三治 重信君 | 杉元 恒雄君 | 竹山 裕君  |
| 降矢 敬義君  | 塩出 啓典君 | 宮崎 秀樹君 | 松浦 孝治君 |
| 三木 忠雄君  | 高桑 栄松君 | 福田 幸弘君 | 野沢 太三君 |
| 中西 珠子君  | 栗林 卓司君 | 永野 茂門君 | 永田 良雄君 |
| 関 嘉彦君   | 下条進一郎君 | 寺内 弘子君 | 青木 幹雄君 |
| 北 修二君   | 多田 省吾君 | 上杉 光弘君 | 小野 清子君 |
| 高木健太郎君  | 伏見 康治君 | 木宮 和彦君 | 吉村 真事君 |
| 藤井 恒男君  | 田淵 哲也君 | 柳川 覺治君 | 大城 眞順君 |
| 田中 正巳君  | 青島 幸男君 | 宮澤 弘君  | 杉山 令華君 |
| 西川 潔君   | 佐藤謙一郎君 | 藤井 孝男君 | 向山 一人君 |
| 浦田 勝君   | 下村 泰君  | 仲川 幸男君 | 出口 廣光君 |
| 喜屋武眞榮君  | 山田耕三郎君 | 水谷 力君  | 谷川 寛三君 |
| 二木 秀夫君  | 本村 和喜君 | 岩上 二郎君 | 前田 勲男君 |
| 前島英三郎君  | 宮島 渥君  | 松尾 官平君 | 板垣 正君  |
| 矢野俊比古君  | 吉川 芳男君 | 坂野 重信君 | 山本 富雄君 |
| 石井 道子君  | 添田増太郎君 | 岩崎 純三君 | 真鍋 賢二君 |
| 守住 有信君  | 曾根田郁夫君 | 山東 昭子君 | 宮田 輝君  |
| 志村 哲良君  | 工藤万砂美君 | 斎藤栄三郎君 | 土屋 義彦君 |
| 海江田鶴造君  | 大浜 方栄君 | 山内 一郎君 | 西村 尚治君 |
| 井上 裕君   | 井上 孝君  | 初村滝一郎君 | 松垣徳太郎君 |
| 遠藤 政夫君  | 増岡 康治君 | 河本嘉久蔵君 | 古賀雷四郎君 |
| 最上 進君   | 田代由紀男君 | 藤野 賢二君 | 吉川 博君  |
| 大河原太一郎君 | 高平 公友君 | 秋山 肇君  | 野末 陳平君 |
| 成相 善十君  | 伊江 朝雄君 | 一井 淳治君 | 中曾根弘文君 |
| 後藤 正夫君  | 沢田 一精君 | 高橋 清孝君 | 田辺 哲夫君 |
| 亀長 友義君  | 長谷川 信君 | 鈴木 貞敏君 | 田 英夫君  |
| 嶋崎 均君   | 熊谷太三郎君 | 宇都宮徳馬君 | 久世 公堯君 |
| 加藤 武徳君  | 植木 光教君 | 斎掛 哲男君 | 斎藤 文夫君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 下稻葉耕吉君 | 山本 正和君 |
| 久保田真田君 | 森山 眞弓君 |
| 小島 静馬君 | 村上 正邦君 |
| 松浦 功君  | 福田 安一君 |
| 名尾 良孝君 | 高木 正明君 |
| 小川 仁一君 | 岩本 政光君 |
| 大木 浩君  | 岡部 三郎君 |
| 梶原 清君  | 川原新次郎君 |
| 関口 恵造君 | 田沢 智治君 |
| 高杉 勉忠君 | 大鷹 淑子君 |
| 岡田 広君  | 大島 友治君 |
| 遠藤 要君  | 林 道君   |
| 平井 卓志君 | 福岡 知之君 |
| 浜本 万三君 | 中村 太郎君 |
| 堀内 俊夫君 | 原文兵衛君  |
| 志村 愛子君 | 斎藤 十朗君 |
| 坂元 親男君 | 小山 一平君 |
| 千葉 景子君 | 田淵 勲二君 |
| 吉井 英勝君 | 吉川 春子君 |
| 内藤 功君  | 渡辺 四郎君 |
| 及川 一夫君 | 山口 哲夫君 |
| 橋本 敦君  | 佐藤 昭夫君 |
| 梶原 敬義君 | 糸久入重子君 |
| 稲村 稔夫君 | 菅野 久光君 |
| 近藤 忠孝君 | 諫山 博君  |
| 中村 哲君  | 上野 雄文君 |
| 佐藤 三吾君 | 大森 昭君  |
| 松前 達郎君 | 穂山 篤君  |
| 沓脱タケ子君 | 神谷信之助君 |
| 村沢 牧君  | 大木 正吾君 |
| 丸谷 金保君 | 久保 亘君  |
| 矢田部 理君 | 志苦 裕君  |

國務大臣

法務大臣 林田悠紀夫君  
農林水産大臣 臨時代理

議長の報告事項

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

増岡 康治君 木宮 和彦君

高桑 栄松君 猪熊 重二君

広中和歌子君 和田 教美君

内藤 功君 吉井 英勝君

勝木 健司君 関 嘉彦君

平野 清君 青木 茂君

決算委員

辞任

補欠

関 嘉彦君 勝木 健司君

議院運営委員

辞任

補欠

木宮 和彦君 増岡 康治君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 橋本孝一郎君 (橋本孝一郎君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案 (閣法第六九号)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第七〇号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案 (閣法第七一号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第五号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を地方行政委員会に付託した。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案 (閣法第二四号)

地方交付税法の一部を改正する法律案 (閣法第三四号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日米共同演習のために日米間で調印した協定に関する質問主意書 (志苦裕君提出)

同日本院は、人事官に内海倫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力委員会委員に中江要介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、宇宙開発委員会委員に齋藤成文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

|          |    |                                      |    |        |
|----------|----|--------------------------------------|----|--------|
| 外務委員     | 辞任 | 吉井 英勝君                               | 補欠 | 吉岡 吉典君 |
| 大蔵委員     | 辞任 | 吉岡 吉典君                               | 補欠 | 吉井 英勝君 |
| 予算委員     | 辞任 | 坂元 親男君                               | 補欠 | 増岡 康治君 |
|          |    | 林 健太郎君                               |    | 二木 秀夫君 |
|          |    | 猪熊 重二君                               |    | 高木健太郎君 |
|          |    | 和田 教美君                               |    | 広中和歌子君 |
|          |    | 吉井 英勝君                               |    | 佐藤 昭夫君 |
|          |    | 関 嘉彦君                                |    | 勝木 健司君 |
| 決算委員     | 辞任 | 二木 秀夫君                               | 補欠 | 林 健太郎君 |
|          |    | 佐藤 昭夫君                               |    | 山中 郁子君 |
|          |    | 勝木 健司君                               |    | 関 嘉彦君  |
| 議院運営委員   | 辞任 | 増岡 康治君                               | 補欠 | 坂元 親男君 |
|          |    | 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |    |        |
| 科学技術特別委員 | 辞任 | 佐藤 昭夫君                               | 補欠 | 吉井 英勝君 |
| 災害対策特別委員 | 辞任 | 佐藤 昭夫君                               | 補欠 | 神谷信之助君 |

昭和六十三年三月三十日 参議院會議録第八号 議長の報告事項

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第三号)

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

久保田真苗君

補欠

八百板 正君

大蔵委員

辞任

本岡 昭次君

補欠

一井 淳治君

農林水産委員

辞任

一井 淳治君

補欠

本岡 昭次君

八百板 正君

久保田真苗君

予算委員

辞任

木宮 和彦君

補欠

坂元 親男君

石本 茂君

小野 清子君

二木 秀夫君

永野 茂門君

降矢 敬義君

鈴木 貞敏君

安恒 良一君

小山 一平君

高木健太郎君

猪熊 重二君

広中和歌子君

峯山 昭範君

佐藤 昭夫君

橋本 敦君

近藤 忠孝君

神谷信之助君

決算委員

辞任

永野 茂門君

補欠

二木 秀夫君

峯山 昭範君

広中和歌子君

橋本 敦君 佐藤 昭夫君  
議院運営委員

辞任

坂元 親男君

補欠

木宮 和彦君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆第三号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五号)

議院運営委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案(閣法第三二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

内閣委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

法務委員会に付託

漁港法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(閣承認第一号)

農林水産委員会に付託

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第二号)

通信委員会に付託

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正

化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

建設委員会に付託

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

環境特別委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

多極分散型国土形成促進法案(閣法第七八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)

内閣委員会に付託

昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七六号)

地方行政委員会に付託

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七二二号)

大蔵委員会に付託

昭和六十二年における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

文教委員会に付託

昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七五号)

農林水産委員会に付託

一部を改正する法律案(閣法第七五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員木本平八郎君提出杉の花粉症対策としてのディーゼルエンジンの使用制限に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出法人の含み資産の公表に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月九日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

八百板 正君

補欠

久保田真苗君

大蔵委員

辞任

一井 淳治君

補欠

本岡 昭次君

農林水産委員

久保田真苗君 八百板 正君 一井 淳治君

商工委員

本岡 昭次君

建設委員

梶原 敬義君

予算委員

松本 英一君

予算委員

小野 清子君

予算委員

鈴木 貞敏君

予算委員

永野 茂門君

予算委員

小山 一平君

予算委員

峯山 昭範君

予算委員

青島 幸男君

予算委員

林 健太郎君

予算委員

廣中和歌子君

法務委員

宮本 顯治君

文教委

久保 巨君

商工委員

松本 英一君

建設委員

梶原 敬義君

予算委員

猪熊 重二君

予算委員

廣中和歌子君

予算委員

金銀先物取引法案(閣法第八〇号)

予算委員

文教委

予算委員

宮本 顯治君

予算委員

吉川 春子君

予算委員

梶原 敬義君

商工委員

久保 巨君

建設委員

永野 茂門君

予算委員

梶原 敬義君

予算委員

梶原 敬義君

予算委員

梶原 敬義君

予算委員

梶原 敬義君

予算委員

梶原 敬義君

予算委員

梶原 敬義君

予算委員

梶原 敬義君

予算委員

梶原 敬義君

予算委員

梶原 敬義君

出する。

昭和六十三年三月七日

本木平八郎

参議院議長 藤田 正明殿

杉の花粉症対策としてのディーゼルエンジンの使用制限に関する質問主意書

本問題については、一昨年十二月三日付質問主意書の中で政府の対策を質し、十二月二十六日付で政府の答弁書が送付されているが、その後具体的に対策が講じられた形跡がないので、ここに再び問題を提起し、政府の見解並びに対応を伺いたい。

すなわち、毎年早春になると、杉の花粉によるアレルギー症が蔓延し、数百万人(人口の七〇八パーセント)の患者が鼻ミズ、クシャミなどの発作で苦しむが、現在のところ決め手になる治療法がなく、拱手傍観してシーズンの過ぎるのを待つばかりの状態である。

しかも年々患者は増え続けている。一方、同症の原因としては直接因子の杉の花粉のほかにベリシクな条件として、ディーゼルエンジンの排ガスに含まれるディーゼル排出微粒子(DEP)の存在が有力視されている。

そこで、政府の対応並びに見解について質問する。

一 DEPと杉の花粉症の因果関係はまだ医学的な定説にはなっていないものの、状況証拠は極めてクロに近く「疑わしきは排除する」という建前からすれば杉の花粉症対策としてディーゼルエンジンの使用制限を早急に検討すべきではないか。

二 ガソリンエンジンには嚴重な排ガス規制が実施されているのに対し、ディーゼルエンジンの排ガスが見逃されているのは片手落ちではないか。

ディーゼルエンジンのメーカーや利用者側の論理としてはエンジン構造や技術的な問題を揚言するだろうが、一般の人々にとっては排ガスの有害性は両エンジンとも同じである。もしディーゼルエンジンがガソリンエンジン並の排ガス規制値をクリアできないなら、ディーゼルエンジンの使用を禁止し、ガソリンエンジンで代替させるべきではないか。

三 ディーゼルエンジン燃料の軽油引取税を引き上げ、少なくともガソリンと同価格にして、ガソリンエンジンへの転換を促進すべきであると考えるが、政府の見解はどうか。

四 ディーゼルエンジンには『低速でハイトルク』などガソリンエンジンでは得られない特徴が存在するが、逆にこういう特徴のためにディーゼル燃料費が高くなつても十分対抗できるはずである。

五 そもそもディーゼル燃料(軽油)を割安に設定しているのは、生産者サイドのメリット(石油分溜生成品の処分、あるいはディーゼルエンジン使用による燃費効率などの生産性)によるものであり、消費者サイドの都合ではないと考えるが、政府の見解を伺いたい。

五 仮に牽強付会的に燃費や生産性がよくなることは、消費者にとつてもメリットがあるとすると論理が持ち出されるにしても、昨今の日本は世界第一の経済大国になり、これ以上生産性を追求することはかえつて他国に悪影響を及ぼすと

懸念されている状況ゆえ、むしろチャンスを見つけて生産中心主義から脱皮すべきではないか。

六 更にこれに関連して、日本は人口密度が高いこともあり、健康にわずかでも懸念のある方法で経済性を追求することは厳に慎むべきである。その観点からも杉の花粉症にDEPが関係している疑いが指摘されている以上、とりあえずはディーゼルエンジンの使用を制限して、『花粉症とDEPの因果関係』を追求した後、シロの結論が出た場合にディーゼルエンジンの使用自由化を再開すべきではないか。

それとも政府は今後とも生産者(輸送も含む)サイドの利益と都合を優先させる所存か。具体的な見解と今後の対応策を示されたい。

昭和六十三年三月二十五日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出杉の花粉症対策としてのディーゼルエンジンの使用制限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出杉の花粉症対策としてのディーゼルエンジンの使用制限に関する質問に対する答弁書

一について

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質については、低減を図るべきであると考えており、現在、中央公害対策審議会において昭和六十四年度中の答申を目途に検討を行っている

ころである。

二について

ディーゼル自動車に係る排出ガス規制については、逐次規制強化を実施してきたところであり、さらに、昭和六十一年七月の中央公害対策審議会中間答申に基づき、本年から昭和六十五年にかけて窒素酸化物の規制強化を図ることとしている。

なお、同審議会においてディーゼル自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の低減等について、昭和六十四年度中の答申を目途に引き続き検討を行っているところである。

三について

軽油引取税の税率の引上げによつて、ディーゼルエンジンからガソリンエンジンへの転換を促進することについては、地方道路特定財源としての本税の性格等から適当でないと考える。

四について

軽油等の石油製品価格は、需給関係等による市場メカニズムにより形成されている。

五について

政府としては、国際協調と並んで、生産性の向上、これによる生活水準の向上も重要であると考える。

六について

政府としては、国民の健康を守ることは最重要課題の一つであると考えているが、国民生活上、経済性や効率性を追求することも重要であると考える。

なお、現在、中央公害対策審議会においてディーゼル自動車から排出される粒子状物質の低減について、昭和六十四年度中の答申を目途

に検討を行っているところである。

日米共同演習のために日米間で調印した協定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十三年三月二十二日

志 裕

参議院議長 藤田 正明殿

日米共同演習のために日米間で調印した協定に関する質問主意書

防衛庁は、今年二月十五日に衆議院予算委員会に提出した資料のなかで、「日米共同訓練の実施のために締結した協定(取極)及び日米共同訓練の調整を行うために設けた機関はなく、日米共同訓練は日米相互の参加部隊等が適宜所要の調整を行つて実施しているところである。」(衆議院予算委員会要求資料・第一分冊、百四十二ページ)と述べている。

ところがアメリカ上院の会議録によれば、米海軍のロナルド・ヘイズ太平洋軍司令官は、一九八六年三月十一日の上院軍事委員会の公聴会で、「日本との『共同演習計画』は著しい発展を遂げてきた。一九八一年に米国と日本は共同訓練及び共同演習のための協定に調印したが(Since 1981, when the U.S. and Japan signed an agreement for combined training and exercises)以来、同計画は発展を続け、今日では毎年十五種類の共同演習が実施されている。」と証言している。

そこで、このヘイズ司令官が述べている「協定（以下、『アグリーメント』という。）」について、次のとおり質問する。

一 アグリーメントの英語及び日本語の標題はそれぞれ何か。

二 署名年月日はいつか。

三 日米の署名者はそれぞれ誰か。

四 発効年月日はいつか。

五 有効期限はいつまでか。

六 アグリーメントの秘区分は何か。

七 アグリーメントの内容を明らかにされたい。

八 署名者に署名の権限を与えている法的根拠は何か。

九 日米共同演習または共同訓練に関係して日米間で調印したアグリーメントが他にもあるか。あればそれぞれについて、右の一～八の内容を明らかにされたい。

右質問する。

昭和六十三年三月二十九日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員志苦裕君提出日米共同演習のために日米間で調印した協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員志苦裕君提出日米共同演習のために日米間で調印した協定に関する質問に対する答弁書

一から八までについて

御指摘の事項に関し協定といったものは存在しない。

なお、昭和五十六年当時、統合幕僚会議事務局と在日米軍司令部を中心に、共同訓練の進め方等についての研究がまとめられたことはある。これは、防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第六条第十二号に基づく日米共同訓練の計画的な実施のための研究であつて、何ら法的拘束力を持つものではなく、共同訓練の計画、実施に当たつての参考資料の一つといつた性格のものである。この研究成果については、事柄の性質上、その内容について申し上げることは差し控えたい。

九について

御指摘の事項に関し協定といったものは存在しない。

なお、日米共同訓練の実施に関する研究・調整は、適宜実施している。

昭和六十三年三月三十日 参議院会議録第八号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
官報課  
電話 三(五七)三三〇

一定価一〇円部